

**国民年金保険料の納付が困難な学生は学生納付特例制度をご利用ください**

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、国民年金保険料の納付が義務づけられますが、国民年金保険料の納付が困難な学生については、申請によって在学中の納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

国民年金保険料が未納になっていると、万が一、病気やケガで重い障がいが残ったときに障害基礎年金が受け取れないことがあります。学生納付特例が承認された期間は障害基礎年金の受給資格要件に含まれます。学生であつて所得が少なく、保険料の納付が困難な場合は、必ず学生納付特例を申請してください。

なお、学生納付特例の承認を受けた期間は、将来の老齢基礎年金の加入期間に含まれますが、年金額の計算には含まれません。将来の年金額を減らさないために、承認を受けてから10年間のうちに保険料を納付（追納）することができる仕組みとなっています。（承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります。）

対象となる学生は、大学、短期大学、大学院、高等学校、高等専門学校、専修学校などのほか、各種学校（1年以上の就学課程があるもの）に限りま

す。に在学する20歳以上の学生です。また、夜間・定時制・通信課程も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

申請にあたって、前年の所得を確認する必要があります。申請は毎年度必要です。なお、1枚の申請書で申請できるのは、4月から翌年3月までの12か月間となりますので、必要に応じて年度ごとに申請書を提出してください。

提出する際は、在学期間が分かる学生証（コピーでも可。裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーもとってください。）または、在学証明書（原本）をご持参ください。

**申し込み**

大垣年金事務所

☎ 0584・78・5166

保険年金課③番窓口

☎ 45・3111（内線113）

過去2年1か月前までに学生であつた期間で未納がある方はすみやかに申請してください

平成26年4月から、申請時点の2年1か月前の月分まで申請できるようにになりました。過去2年1か月以内に未納がある方は、当時の学生証または、在学証明書があれば、学生納付特例の申請が可能です。申請が遅れると障害年金を受け取ることができないなどの不利益が生じる可能性がありますので、すみやかに申請してください。

**中学生の検定費用を補助します**

池田町では、中学生の資格検定費用の一部を補助します。

**対象生徒**

池田中学校生徒および町内在住の中学校生徒で令和2年度中に次の検定を受けた者

- ・漢字検定：日本漢字能力検定
- ・文章検定：文章読解・作成能力検定

- ・英語検定：実用英語技能検定
- ・数学検定：実用数学技能検定

**申請方法**

町ホームページまたは学校、教育委員会に備え付けの「外部検定試験費用補助交付申請書」に記入、押印の上、領収書（原本）、検定の受けたことのわかる書類の写し（個人成績表、検定結果通知書などで成績結果部分を伏せたものなど）を添えて、町教育委員会学校教育課までご提出ください。

**受付期間**

令和3年2月1日（月）～2月26日（金）（午前8時30分～午後5時15分 土日を除く）

**提出・問い合わせ**

〒503-2492

池田町六之井1468-1

池田町教育委員会 学校教育課

☎ 45・3111（内線272）

**令和2年度 児童クラブ会計年度任用職員を募集します！**

区分	児童クラブ指導員	夏休み児童クラブ指導員
募集人員	1名	若干名
業務内容	児童クラブ運営・指導業務	
時給	951円～（実務経験により昇級有り）	951円
資格など	週5日間の勤務が可能で、保育に熱意のある者（資格不問）	保育に熱意のある者（資格不問）《大学生可》
勤務場所	町内小学校区内児童クラブのいずれか	
勤務時間	平日：午後2時30分～午後7時のうち4時間 長期休暇（夏休み）等：午前7時30分～午後7時（うち4時間～7.5時間勤務）のシフト制 ※短時間勤務については応相談	午前7時30分～午後7時（うち4時間～7.5時間勤務）のシフト制 ※短時間勤務については応相談
雇用期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	令和2年7月21日～令和2年8月26日（夏休み期間）
選考方法	健康福祉課へ履歴書を提出、書類選考・面接により決定	
申し込み期限	随時（適任者が決定次第終了）	
問い合わせ	健康福祉課 子育て支援政策係 ☎ 45・3111（内線152）	